

東伊豆非出資漁業協同組合
内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、東伊豆非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、にじます及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限及び遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具、漁法により、ウ欄の規模等の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規模等	エ 区 域	オ期間
あゆ	友釣	掛針、いかり針は4本1段以内、チラシ針は2本以内のいずれか	基点第4号（東伊豆町白田211-2の町営プール東南端）と基点第5号（東伊豆町片瀬504地先の白田川左岸防潮堤東南端）を結ぶ線（以下「河口」という。）から第3堰提下流端まで	6月1日以後で組合が定めて公表する日から12月31日まで
			第3堰提上流端から第5堰提下流端まで	同上
			第5堰提上流端から第15堰提下流端まで	同上

あゆ	餌釣	シラスのみ コマセ禁止	河口から第1堰提下流端まで	8月1日から 8月31日まで
			第1堰提上流端から第3堰提 下流端まで	6月1日以降で 組合が定めて公 表する日から12 月31日まで
			第3堰提上流端から第5堰提 下流端まで	同上
			第5堰提上流端から第15堰 提下流端まで	同上
	ドブ釣 (石川釣)	針3本以内	第1堰提上流端から第15堰 提下流端まで	同上
うなぎ	餌釣	置き針禁止	河口から第15堰提下流端ま で	3月1日から 9月30日まで
	もじり	5本以内		
にじます	餌釣		河口から第5堰提下流端まで	3月1日以後で 組合が定めて公 表する日から10 月31日まで
	ルアー釣 フライ釣			
	和式毛針釣 (テンカラ釣)	針1本		
あまご	餌釣		全区域 (ただし、河口から第1堰提 下流端までは除く)	3月1日から 10月31日まで
	ルアー釣 フライ釣			
	和式毛針釣 (テンカラ釣)	針1本		

- 2 前項の公表は、この組合の掲示板に提示し、かつ伊豆新聞に掲載してこれをする。
- 3 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ、イ欄に掲げる区域において、ウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ 区 域	ウ 期 間
全魚種	白田川落合橋上流端から堰口川橋下流端までの区域	周年
あゆ	河口から第2堰提下流端までの区域	10月1日より 12月31日まで
あまご	国有林地内(通称檜山より上流)	周年

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ま ご	1 2 cm
う な ぎ	1 3 cm

(釣大会のための遊漁の制限)

第5条 遊漁者は、組合が釣大会を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2. 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公表しなければならない。
3. 前項の公表は、この組合の掲示板に提示し、かつ伊豆新聞に掲載してこれをする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の者、満70歳以上の者又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を交付されている者は、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 遊漁の場合

魚 種	遊 漁 料	
	1 日	1 年
全 魚 種	1,000 円	5,000 円

(2) 大会の場合

大 会 名	大 会 遊 漁 料	
	大人 (中学生以下の者を除く)	中学生以下の者
にじます釣大会	2,000 円	1,000 円

2. 遊漁料の納付は、組合が指定する遊漁証を取扱う釣具店その他の遊漁証取扱所においてしなければならない。
ただし、前項（1）による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁証に関する事項）

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式（1）による遊漁証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式（2）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。ただし、緊急の場合は、腕章の着用をもって漁場監視員証に代えることができる。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

（附則）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。